

積算内訳書の提出に関する試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、厚真町が執行する建設工事及び委託業務（以下、「工事等」という）の入札について、入札参加者の積算努力の促進を図るため入札者に積算内訳書の提出を求めるとし、必要な事項を定める。

(対象とする工事等及び積算内訳書の提出方法)

第2条 積算内訳書の提出を求める工事等及び提出方法は、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 設計金額が1千万円以上の競争入札に付する工事等については、入札参加者全員が入札時に入札書に添付して提出するものとする。
- (2) 設計金額が5百万円以上1千万円未満の競争入札に付する工事等については、落札者のみが入札終了後、直ちに積算内訳書を提出するものとする。
- (3) 設計金額が130万円以上5百万円未満で、町長が積算内訳書の提出が必要と認めた競争入札に付する工事等については、落札者のみが入札終了後、直ちに積算内訳書を提出するものとする。
- (4) 上記のほか、町長が特に必要と認めた工事等については、落札者のみが入札終了後、直ちに積算内訳書を提出するものとする。
- (5) 2回目の入札にあっては積算内訳書の提出は要しないが、落札決定した入札に関し積算内訳書が必要と判断された場合は、町の指定した期日までに提出するものとする。

(積算内訳書の取扱)

第3条 提出された積算内訳書は返却しない。また、積算内訳書の変更若しくは取消は認めない。

2 提出された積算内訳書は原則非公開とする。

(積算内訳書の内容及び様式)

第4条 積算内訳書は、別紙「積算内訳書作成例」にて作成する。なお、積算内訳書の積算金額は入札額と同額とし、記載内容は、当該工事等の閲覧に供した設計書の項目に対応させて作成する。

(入札の無効)

第5条 次の各号に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とし、入札手続き終了後、「競争入札参加者指名停止等措置要領」に基づく措置が行われる場合がある。

- (1) 積算内訳書が提出されない場合（一部未提出、白紙を含む）
- (2) 当該内訳書と無関係な書類である場合
- (3) 他の工事又は他の入札参加者が積算した積算内訳書と認められる場合
- (4) 入札書の金額と積算内訳書の積算金額が不一致の場合
- (5) 積算内訳書の適切な見積を行っていないと認められる場合
- (6) その他不備がある場合

(その他)

第6条 工事等の入札において、談合等の不正行為が疑われる場合は、当該入札の落札を保留とし、「厚真町談合情報事務処理要綱」に基づく措置を講ずる。

附 則

この要領は、平成22年9月1日以降に執行される入札から適用する。